資料３

かながわ高齢者保健福祉計画の改定について（案）

１　改定の概要

(1) 改定の趣旨

国の「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（案）」（以下「基本指針（案）」という。）及び「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」に基づく総合確保方針を踏まえ、本県における当事者目線に立った高齢者福祉を推進するため、老人福祉法に基づく「市町村老人福祉計画」及び介護保険法に基づく「市町村介護保険事業計画」と整合を図りながら、令和８年度までの第９期計画を改定し、令和９年度を初年度とする第 10 期計画を策定する。

(2) 計画の位置付け・内容

・　老人福祉法に基づく「都道府県老人福祉計画」及び介護保険法に基づく「都道府県介護保険事業支援計画」を一体化した計画とする。
・　介護保険制度や高齢者保健福祉施策を円滑に実施することを目的として、取り組むべき課題を明らかにするとともに、将来の高齢者を取り巻く状況を見据えた介護サービス量等の目標を設定する。
・　老人福祉法などの根拠法に基づき、市町村が策定する計画との整合を図りつつ、市町村による取組を、広域性・専門性・先駆性などの視点から支援する。
・　県が策定した関連計画等との整合を図る。

(3) 計画期間

・　令和９年度から令和 11 年度までの３年間とする。
・　2040 年には 85 歳以上人口と認知症高齢者等が増加することを見据え、中長期的な人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえた計画とする。

(4) 対象区域

県内全市町村とする。

(5) 改定のポイント

基本指針（案）を踏まえ、次の事項をポイントに改定する。

ア　ともに生きる社会の実現

地域包括ケアシステムの一層の推進や地域づくり等に一体的に取り組むことにより、高齢者はもとより、誰もがその人らしく暮らすことができる、ともに生きる社会の実現を目指す。

イ　当事者目線の高齢者福祉の推進

介護や支援が必要な高齢者や認知症の人、それを支える介護従事者やケアラー（家族支援者）など、多岐にわたる当事者それぞれの目線に立った高齢者福祉を推進する。

ウ　認知症とともに生きる社会の実現

「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」を踏まえた施策を展開する。また、認知症の人及び家族等の意見を聴きながら、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症の理解促進や認知症未病改善など、認知症施策を総合的かつ計画的に進める。

エ　ケアラーへの支援

年齢層や抱える課題も多様なケアラーが社会から孤立することなく、希望する人生や日々の暮らしを送ることができるよう、ケアラーに身近な市町村が中心となった支援体制づくりを促進する。

オ　介護人材の確保

介護人材を確保するため、処遇の改善、職場環境の改善による離職防止などの取組を総合的に実施する。

カ　科学的介護の推進

介護事業所へのロボット・ＩＣＴ導入や、データに基づいた科学的介護を推進し、介護職員の負担軽減と介護サービスの質を向上させるとともに、高齢者の自立支援・重度化防止を図る。

キ　医療と介護の連携の強化

2040 年に向けて増加する 85 歳以上の高齢者に対応するため、医療と介護の連携を強化し、急変時の円滑な通院・入院対応や在宅・介護施設での救急支援体制を構築する。

(6) 今後のスケジュール

令和８年８月　第 10 期計画策定に係る圏域別市町村意見交換会の開催
かながわ高齢者保健福祉計画評価・推進委員会　計画評価部会において「改定計画（骨子案)」を審議
９月　第３回県議会定例会厚生常任委員会に「改定計画（骨子案)」を報告
11 月　かながわ高齢者保健福祉計画評価・推進委員会及び計画評価部会において「改定計画（素案)」を審議
12 月　第３回県議会定例会厚生常任委員会に「改定計画（素案)」を報告
〃　パブリック・コメントの実施（～令和９年１月）
令和９年１月　国基本指針告示
２月　かながわ高齢者保健福祉計画評価･推進委員会において「改定計画(案)」を審議
〃　第１回県議会定例会厚生常任委員会に「改定計画（案)」を報告
３月　県社会福祉審議会において「改定計画案」を報告
〃　計画の改定

別紙

２　改定計画の改定骨子案について（たたき台）

第１章 計画の概要

第１節 計画改定の趣旨と基本目標

1 計画改定の趣旨
2 計画の性格
3 計画の期間
4 計画の基本目標
5 計画で取り組む事項
6 圏域の設定

第２節 神奈川県における高齢者を取り巻く状況

1 人口及び高齢化率の推移
2 介護保険の状況
3 高齢者の住環境
4 高齢者の健康
5 高齢者の社会参画活動状況
6 高齢者の就業の状況
7 高齢者の安全・安心に関する状況
8 成年後見制度の状況
9 認知症高齢者に関する状況
10 ケアラー（介護者）の状況
11 地域資源の状況

第２章 施策の展開

序論 地域共生社会の実現に向けて

第１節 安心して元気に暮らせる社会づくり

1 地域包括ケアシステムの深化・推進
2 高齢者の尊厳を支える取組の推進
3 安全・安心な地域づくり

第２節 いきいきと暮らすしくみづくり

1 未病改善の取組の推進
2 社会参画の推進
3 生涯にわたる学習・スポーツ・文化活動の推進

第３節 認知症とともに生きる社会づくり

1 認知症施策の総合的な推進

第４節 介護保険サービス等の適切な提供とその基盤づくり

1 介護保険サービス等の適切な提供
2 人材の養成、確保と資質の向上
3 サービス提供基盤の整備
4 介護現場の革新

第５節 市町村が行う取組の支援施策及び目標値

1 自立支援・重度化防止の取組の支援
2 介護保険給付適正化の取組への支援

第３章 計画の推進体制

１ 推進体制

２ 計画の進行管理

３ 新たな動きへの対応と社会福祉審議会等への報告

計画の目標値等